

秋田県環境審議会自然環境部会 議事録

- 1 日 時 平成29年7月28日（金） 15：10から16：40まで
- 2 会 場 秋田県議会棟 1階 大会議室
- 3 出席者 委 員 7名中7名出席
青木委員、佐々木委員、佐藤委員、島内委員、露崎委員、福井委員、
藤原委員
片野環境審議会長

秋田県

高松自然保護課長、高橋主幹（兼）班長、阿部副主幹、小林副主幹

4 開催結果等

（1）会議の成立について

委員7名中、7名出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する同条例第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

（2）部会長職務代理者及び議事録署名委員の指名について

部会長の職務代理者として露崎委員が、議事録署名委員として佐々木委員、佐藤委員が指名されました。

（3）議事等について

諮問第2号「鳥獣保護区特別保護地区の指定」について、県が説明し、質疑応答後に適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

各事項の詳細については、5 議事概要をご覧ください。

5 議事概要

(1) 諮問 第2号 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- 会長 鳥獣保護区と鳥獣保護区特別保護地区の違いを教えてください。
- 県 鳥獣保護区は、主に鳥を保護するためのものであるが、その中で更に特別保護地区があり、特別保護地区になると、例えば工事をする際にも届出、若しくは許可が必要となるなど規制が厳しくなる。
- 委員 何か所か伺いたいところがあるのでまとめて質問する。
資料4 ページの2 (1) に職員や鳥獣保護管理員による現場の巡視に努めるとあるが、職員の位置付けはどうなっているのか。
資料6 ページの4 指定区域における鳥獣の生息状況の エ 動物相の概要は、下段の(2) 生息する鳥獣類に詳細な記載があるので不要ではないのか。
筑紫森特別保護地区の指定計画書で、山内川との記載があるが三内川ではないのか。
田螺沼特別保護地区の指定計画書だけ、生息する鳥獣類にツキノワグマの記載がないが、山奥に位置する田螺沼になぜツキノワグマの記載が無いのか。
また、田螺沼特別保護地区の植物相の概要の記載が「広葉樹林を主体とした森林地帯」となっているが、植物相の概要となると何種類か広葉樹の名称を記載すべきではないのか。
- 県 職員は、県の出先機関である各地域振興局森づくり推進課の職員としている。
動物相の概要の記載は、環境省からひな形として示されているものである。ただし、動物相の概要と生息する鳥獣類の記載が似通っているので、それぞれ適正な記載内容になるように修正する。
筑紫森特別保護地区の指定計画書で、山内川と記載があるが三内川の記載が正しいので修正する。
田螺沼特別保護地区の指定計画書において、生息する鳥獣類にツキノワグマの記載がない点については、生息状況を調べ直し、後日、書類等で修正版を確認いただくこととしたい。
同様に、植物相の概要で広葉樹林と記載した箇所についても、調べ直し、後日、書類等で修正版を確認いただくこととしたい。
- 委員 田螺沼は、回りにクマのフンが多く確認されているので間違いなく生息している。また、あの当たりの広葉樹はブナ林が多いので記載しておくと思う。
その他、全体的に、何点か修正が必要と思われる事項を指摘しておく。
サクラ、カエデという植物は日本に存在しないので、サクラ類、カエデ類と記載した方が良い。ナラはナラ類と記載されている。

委員にも確認した方が良いが、鳥獣の名称の問題で、例えば、きみまち阪特別保護地区で、水面が1haしかないのに、生息する鳥獣類にカワセミと記載して良いものだろうか。特別保護地区の指定区域は、ほぼ、森林なのでカワセミやミサゴも同様に飛んでいるとは考えにくいのではないか。

筑紫森特別保護地区は、林野が80haであるにもかかわらず、カルガモなどの水鳥を記載している。鳥獣保護区全体では、正解かもしれないが、特別保護地区の記載としては適切ではないような気がする。

それから、トビも気になるが、ハシブトガラスなど、駆除対象となっている鳥獣を特別保護地区で保護する鳥獣類として記載するのはふさわしくないと考える。

全体的に、鳥獣保護区の区域に水面が入っているのかも含めて、生息する鳥獣類を記載するべきと考える。

きみまち阪特別保護地区の区域に桜の公園は含まれているのか。

また、角館では良くウソの駆除を行っているのが、ウソを駆除する際に問題とならないか。

県 ウソは有害駆除しており、鳥獣保護区に指定されている区域でも、被害がある場合は、有害駆除対応可能である。

委員 図面の縮尺が5万分の1とされているものでも、添付されている図面により、大きさが異なっているので、しっかり確認するように。

委員 資料6ページの4(2)イ 獣類における和名表記がリス、24ページではニホンリスとあるなど、和名表記がまちまちになっている。
最新の目録を参照し、正しい和名に統一してもらいたい。

委員 ツキノワグマは、正式には、アジアクロクマであるなど、鳥獣保護法での狩猟鳥獣名と標準和名は一致していない。

鳥獣保護区の保護鳥獣名としては、鳥獣保護法での狩猟鳥獣名を記載し、動物相では標準和名を記載するなどの使い分けが必要ではないかと思う。

国の記載方針があると思うので、福井委員などからの指摘も踏まえ確認の上、統一方針をもって、事務局で修正するように。

修正内容の確認は、部会長一任としたいがどうか。

全委員 了承した。

県 調べ直して修正の上、後日、部会長に確認いただく。

委員 今年度、鳥獣保護区に生息している鳥類の調査は、どの程度行うのか。

県 今年度は、横手市にある保呂羽山鳥獣保護区と湯沢市にある貝沼鳥獣保護区
の2か所を調査する。

(2) その他

委員 今年度も、ツキノワグマの有害捕獲頭数が増大した場合、狩猟の自粛を行う
のか。

県 これまでの目視関係の調査に加え、この夏からカメラトラップもあわせて実
施している。10月上旬にはその結果も出ることから、より正確な生息数を把
握した上で、狩猟の自粛の取扱いについては、本自然環境部会と秋田県野生鳥獣
保護管理対策検討委員会にも諮り、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変
更も含め、定めていきたいと考えている。

委員 ツキノワグマの年齢を調べるために、猟友会が協力し犬歯を提供したか、調
査結果報告が未だないのはどうなっているのか。

県 提供いただいた犬歯は、中央家畜保健衛生所に提供し分析を進めているとこ
ろで有り、結果が判明した段階で、速やかに猟友会にも結果を提供する。

委員 近年、ツキノワグマが里山に出没しているのは狩猟を自粛しているのが影響
しているのではないか。

県 推定生息数を千頭としているが、専門家からは、実際は、2千頭から3千頭
位いると言われており、生息数の精度を高めていければと考えている。
狩猟の自粛の解除に当たっては、専門家や本自然環境部会及び秋田県野生鳥
獣保護管理対策検討委員会の意見も伺わないといけないので、その結果を踏ま
え、ツキノワグマのより良い生息環境管理に努めていきたい。

委員 クマの生息数の見直しは、別途、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会を
開いて検討していると思うが、その状況を報告いただきたい。
また、本県でクマの生息域としている区域は、非常に慎重な形で拡大してき
ており、30年、40年前にはクマがいなかった笹森丘陵一体は生息域に入っ
ていない。しかし、出没状況や狩猟実績からみると、おそらく慢性的に秋田空
港まで含めて既に生息しているので、その当たりを修正すると、千頭という数
値は修正できるのではないか。カモシカも同様に蔓延している。
バイオマス生産量が拡大していて、2次林地帯の森林蓄積量が増えているの
がクマの生息環境の改善に貢献し、生息数が増えていると推測される。
山形と岩手は三千頭位と推定しており、秋田は山形より森林面積は広いので
それに近い数値が出てもおかしくはない。

県

今年度、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、まだ開いていないが、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）を作るに当たり、意見を伺ったところ、目視調査では限界があるだろうということで、今年度当初予算でカメラトラップ法による調査を80か所で行っている。

今後、狩猟の自粛解除に向け11月の狩猟期前に、本自然環境部会及び秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会の意見を伺い、生息数については詰めて行きたい。もう既に里山に生息しているということは、認識しており、これまで、生息数の調査を同じ箇所で行ってきたが、調査箇所を増やすことも来年度から行っていきたい。

委員

秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会の位置付け、自然環境部会との役割分担はどうなっているのか。

県

自然環境部会は、諮問機関であり、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会は諮問機関へ諮問する県当局の計画等について、専門家の立場から必要な検討や助言を行う組織である。